

第 2 回検討会に向けた構成員提出意見

1. 浅野構成員（弁護士）	1
2. 近江構成員（日本獣医生命科学大学）	5
3. 太田構成員（一般社団法人 Team HOPE）	9
4. 加隈構成員（帝京科学大学）	11
5. 川田構成員（公益社団法人 日本動物病院協会）	15
6. 佐伯構成員（一般社団法人 日本小動物獣医師会）	20
7. 境構成員（公益社団法人 日本獣医師会）	25
8. 櫻井構成員(日本動物看護学会)	32
9. 下園構成員（一般社団法人 全国動物教育協会）	36
10. 東海林構成員（公益社団法人 日本愛玩動物協会）	50
11. 松永 和紀（科学ライター）	53
12. 水越構成員（日本獣医生命科学大学）	57
13. 横田構成員（一般社団法人 日本動物看護職協会）	61

第2回愛玩動物看護師カリキュラム等検討会に向けたご意見

(1) 社会から求められる愛玩動物看護師の役割について

第1回検討会において、愛玩動物看護師とはどのような存在か、また国家資格を取得した愛玩動物看護師が社会から求められる役割についてご意見がありました。

今後、愛玩動物看護師は様々な役割をもって活躍することが期待されています。その業務が「診療の補助（愛玩動物看護師のみ実施可能）」、「愛玩動物の看護」、「愛玩動物の愛護及び適正飼養」であることを踏まえ、社会から求められる役割及びそれら役割のバランスについて、どのようにお考えかをご回答ください。

＜回答＞ 浅野明子

社会から期待されている役割は、いわゆる「愛玩動物（ペット）の看護師さん」と考えられます。

なお「愛玩動物」は、動愛法下の家庭動物等の基準にいう「家庭動物等」（「愛がん動物又は伴侶動物」でほ乳類、爬虫類、鳥類）と考えられ、厳密には獣医師法17条の飼育動物とは異なるといえます。

これを前提に、今のところ、(1)診療の補助にもっとも重きがあり次に(2)看護、最後に(3)愛護、と考えるのが条文の記載順にも合っています。

ただ獣医師の単なる助手ではないという特徴が、(2)(3)の役割ともいえます。具体的には、動物の側に立つ動物福祉の視点、飼養者・地域の公衆衛生といった環境確保に役立つための適正飼養の確保・飼育水準の向上です。

現状は獣医師の指示を受ける補助としての人材が多いですが、今後は、不足している動物愛護担当職員や、愛護団体・動物実験施設・動物園や警察署等々動物を扱う現場での役割が期待されています。

付帯決議で、将来的に畜産など他分野への言及があるのもその現れです。

(1)(2)(3)のバランスは難しいところですが、獣医療が基礎になること、今後は獣医療自体、動物福祉やワンヘルスに舵を切ると思われるので、(1)獣医療の補助が50%程度の比重を占め、残り(2)(3)は同じ比重で半々くらいではないかと考えます。

(2) 診療の補助の範囲について

第1回検討会において、国家資格を取得した愛玩動物看護師のみが実施可能となる「診療の補助」について、許容される診療行為が広範囲なものが望ましいといったご意見があった一方、安全性や3年間という修学期間への考慮、また人の看護師では長い時間をかけて業務範囲を拡げてきた経緯があるといったご意見もありました。

また、獣医師の指示のあり方についても併せて検討する必要があるとのご意見がありました。

このことを踏まえ、獣医師と国家資格を取得した愛玩動物看護師との役割分担について、どのようにお考えかをご回答ください。

<回答> 浅野明子

社会的信用確保から、最初は、独占業務の範囲は狭く確実なところから設定した方がいいと考えます。そうすることで有資格者以外の者が行える業務範囲が広くなり、獣医療現場にしわ寄せがいかないことにもなります。

獣医師と看護師の役割分担について。

今後看護師自身の業務による責任は看護師自身が負うこととなります（ヒト看護師ほどではないが行政法上の責任を負うこと。民事・刑事責任も重くなると考えられること）。

獣医師の指示があったかどうかは、看護師が自分の身を守るために重要な事実となります（なお、その指示が正しいかどうかの判断も迫られます。間違った指示に漫然と従い事故が起これば、やはり看護師自身法的責任を負うと考えられます）。

そう考えると、書面などによる明確な指示が確実ですが、現実的には面倒なので、病院の規模にもよりますが、包括的に指示事項が決められ（但し、包括指示をするなら予め書面等による明示が必要と考えます）、個別ケースにおいて、個体（患畜）及びその場面ごとで、獣医師が指示しない（看護師がやってはいけない）と改めて指示を出すことになるのではないかと思います。（このような病院では、業務独占行為の範囲内だけれど（いわば逆の）指示しない場合は、そのことを獣医師が立証する必要があると考えられます。）

チーム治療としては、患畜・ケースごとに包括指示範囲の通りでよいのか個別に必要ななど治療計画なり、カルテ以外の看護記録なりに署名の上メモ書きするなど工夫されていくのではないかと思います。

もっとも、業務独占行為が非常に狭く、例えばヒト看護師の特定行為程度であれば、指示書様式にチェック項目をつけるていどは推奨してもよいかと思えます。いちいちの具体的な指示書までは不要と思えます（もちろん獣医師が自分の身を守る上で行うことは構わない）。

（3）国家資格取得者と未取得者の役割について

第1回検討会において、国家資格未取得者との差別化を図る必要性がある、衛生管理など専門性が求められるものは愛玩動物看護師のみが実施できる診療の補助としてはどうか、といったご意見があった一方、一般的な業務まで独占業務の範囲とした場合、国家資格取得者が少ない段階では現場で混乱が生じる可能性がある、愛玩動物看護師以外のスタッフも働き続けられるといった視点が必要である、とのご意見もありました。また、愛玩動物看護師法が成立した際の附帯決議において、業務独占については、現行の動物看護師の業務遂行に支障をきたさないよう十分配慮することとあります。

このことを踏まえ、国家資格取得者とそれ以外の補助者の役割について、どのようにお考えかをご回答ください。

＜回答＞ 浅野明子

前述の通り、業務独占の範囲は狭く設定しておいた方が安全と考えますし、現場での混乱を招かないと思えます。業務独占行為をガイドラインなどでも明示すれば、無資格者が行ってはいけない行為を認識しやすいと思えます。もちろん有資格者が独占業務以外の行為を無資格者と共に広く行うのは望ましいと思えます。今後は、ヒト看護師と看護従事者等との関係などを参考にしてはどうかと思えます。

（4）制度の円滑な導入、段階的な移行及び処遇について

第1回検討会において、現任者がスムーズに国家資格を取得できることが望ましいといったご意見がありました。また、愛玩動物看護師法が成立した際の附帯決議において、現行の動物看護師が愛玩動物看護師の受験資格を取得できるよう、講習会及び予備試験の実施等について十分配慮すること、法の施行後5年を目途として、愛玩動物看護師等の資質、処遇及び人材確保等の状況等について検討を加えることとしています。制度の円滑な導入や段階的な移行、国家資格取得者の処遇についてのお考えや

留意事項がございましたらご回答ください。

<回答> 浅野明子

過大な経済的負担がないようにという付帯決議の趣旨については、前述の通り、独占業務を狭く設定すれば、無資格者の業務範囲は拡大しますので、無資格者として勤務しながら資格取得という道もあります。そのような人向けの学校（夜間、通信併設など）が設置しやすいよう配慮は必要と考えます。

附帯決議では、合格者ではなくあくまで「受験資格」を広く取得できるような配慮を求めています。ですから、附則3条の講習会や予備試験を受験しやすくする配慮は必要です（会場の場所、受験回数の拡大）。やむを得ない欠席時やある程度得点が得られた場合は次回受験料を減額する等の救済措置もいいと思います。

試験自体の難易度やカリキュラムのハードルを下げることには反対です。

前述の通り、業務独占を狭くすればこの点にこだわる必要性は低くなりますし、長い目で見れば、看護師への社会的信頼確保には、まず合格のハードルはある程度高くしておき、附帯決議の5年を目途に再検討すればよいと考えます。（ただし、この点は学校現場・医療現場を熟知しているわけではないので理想論かもしれません。）

また、取得後の研修制度も今後の課題です。

実務経験5年（附則3条）について。最新の情報、特に手技など実技についての最新情報が得られるよう配慮が必要と考えます。5年の換算方法については、従事日数と期間を組み合わせられればよいように思います。例えば、在籍期間は累計5年以上、かつ、従事日数（勤務時間は問わない）900日といった具合に。

以上

2020年9月3日 浅野明子

第2回愛玩動物看護師カリキュラム等検討会に向けたご意見

（1）社会から求められる愛玩動物看護師の役割について

第1回検討会において、愛玩動物看護師とはどのような存在か、また国家資格を取得した愛玩動物看護師が社会から求められる役割についてご意見がありました。

今後、愛玩動物看護師は様々な役割をもって活躍することが期待されています。その業務が「診療の補助（愛玩動物看護師のみ実施可能）」、「愛玩動物の看護」、「愛玩動物の愛護及び適正飼養」であることを踏まえ、社会から求められる役割及びそれら役割のバランスについて、どのようにお考えかをご回答ください。

<回答>

愛玩動物看護師法は農林水産省の「獣医師法」および環境省の「動物愛護および管理に関する法律」に則り新しく法制化されたと認識している。愛玩動物看護師法では第一章第一条の目的に愛玩動物に関する獣医療の普及および向上並びに愛玩動物の適正な飼養に寄与することを目的としている。さらに、第二条では獣医師指示のもと行われる診療の補助、および疾病にかかり負傷した愛玩動物の世話、その他の愛玩動物の看護ならび愛玩動物を飼養する者その他の者に対するその愛護及び適正な飼養に係る助言その他の支援を業とする者をいうと規定されている。

国家試験へ向けての大学教育の立場から獣医師の指示のもと行う業務と愛玩動物看護師のみが単独で行える業務について明確にした上で、今後さらにカリキュラムの検討が進められるもと期待する。

愛玩動物看護師は、愛玩動物看護の専門職であり、その活躍の場は、動物の診療施設が主体となるが、動物関連施設、企業、教育及び公的機関など多岐に渡ると考えられる。3つの業務「診療の補助（愛玩動物看護師のみ実施可能）」、「愛玩動物の看護」、「愛玩動物の愛護及び適正飼養」のバランスについては、それぞれに重要と考える。

（2）診療の補助の範囲について

第1回検討会において、国家資格を取得した愛玩動物看護師のみが実施可能となる「診療の補助」について、許容される診療行為が広範囲なものが望ましいといったご意見があった一方、安全性や3年間という修学期間への考慮、また人の看護師では長

い時間をかけて業務範囲を拡げてきた経緯があるといったご意見もありました。

また、獣医師の指示のあり方についても併せて検討する必要があるとのご意見がありました。

このことを踏まえ、獣医師と国家資格を取得した愛玩動物看護師との役割分担について、どのようにお考えかをご回答ください。

<回答>

診断、治療方針の決定、処方、手術や治療等の処置、予後判定は獣医師の独占業務であり、愛玩動物動物看護師は、それ以外の診療の補助や看護が主な役割と考える。獣医師の指示の下に行う診療の補助については、愛玩動物看護師の業務範囲の考え方（イメージ）の中で明記されている「採血、経口投与、マイクロチップ挿入、採尿（カテーテルによる）など」4項目は、独占業務となっているが、それ以外においても獣医師の医療行為を補助するための行為は、広く愛玩動物看護師が行う「診療の補助（愛玩動物看護師のみ実施可能）」とする事が望ましい。

獣医師の指示のあり方については、獣医師が動物及びヒトに危険が及ぶ可能性があるかと判断する状況を除き、遠隔での指示についても、含めるのが望ましい。

診療の補助の範囲に関わらず、愛玩動物看護師養成においては、著しく膨大とならないよう、3年間のカリキュラムの中で、愛玩動物看護の現場での第1歩を踏み出す際に少なくとも具有すべき基本的、専門的な知識・技能の修得を目的とすることをお願いしたい。

(3) 国家資格取得者と未取得者の役割について

第1回検討会において、国家資格未取得者との差別化を図る必要性がある、衛生管理など専門性が求められるものは愛玩動物看護師のみが実施できる診療の補助としてはどうか、といったご意見があった一方、一般的な業務まで独占業務の範囲とした場合、国家資格取得者が少ない段階では現場で混乱が生じる可能性がある、愛玩動物看護師以外のスタッフも働き続けられるといった視点が必要である、とのご意見もありました。また、愛玩動物看護師法が成立した際の附帯決議において、業務独占については、現行の動物看護師の業務遂行に支障をきたさないよう十分配慮することとありま

す。

このことを踏まえ、国家資格取得者とそれ以外の補助者の役割について、どのようにお考えかをご回答ください。

<回答>

動物の医療において、獣医師は、診療と診断の獣医療行為、愛玩動物看護師は、獣医師が行う診療の補助が役割と考える。その他の補助者は、現行の獣医師法・獣医療法を遵守し、獣医師または愛玩動物看護師の指示の下、両法に抵触しない一般補助的業務を行う。

愛玩動物看護師の業務範囲の考え方（イメージ）の中で、高齢者等の動物飼養困難者への飼育支援、災害発生時の同行避難及び避難場所での飼育指導と助言、動物のライフステージに合わせた栄養管理の指導と助言なども愛玩動物看護師業務の範囲に含まれると考える。

（４）制度の円滑な導入、段階的な移行及び処遇について

第1回検討会において、現任者がスムーズに国家資格を取得できることが望ましいといったご意見がありました。また、愛玩動物看護師法が成立した際の附帯決議において、現行の動物看護師が愛玩動物看護師の受験資格を取得できるよう、講習会及び予備試験の実施等について十分配慮すること、法の施行後5年を目途として、愛玩動物看護師等の資質、処遇及び人材確保等の状況等について検討を加えることとしています。制度の円滑な導入や段階的な移行、国家資格取得者の処遇についてのお考えや留意事項がございましたらご回答ください。

<回答>

- ・ 今般の新型コロナウイルス禍、地方在住、勤務体制など受験者について思慮すると、講習会については、オンラインでの受講、複数回の実施や講習会と予備試験をセットで行うなど実施方法について検討することが望ましい。
- ・ 認定動物看護師資格を有している現任の動物看護師は、その知識と技能を考慮し講習会や予備試験で一部免除などの仕組みがあることが望ましい。
- ・ 既卒者や在学者の特例措置については、施行日前に卒業、また施行日前に

入学し、施行後に卒業した者については、主務大臣が指定した科目を修めていることが明らかな場合は、特例措置として適用される学生として受験資格を得られる仕組みを考えて頂きたい。

- ・ 5年間の移行措置の期間は、現行の動物看護師が愛玩動物看護師の国家資格を得るハードルを極端に高くしない事が望ましい。
- ・ 国家資格取得者は、愛玩動物獣医療分野における高度専門職業人であり、その処遇については、公益社団法人日本獣医師会、一般社団法人日本小動物獣医師会、公益社団法人日本動物病院協会等の団体でご検討いただくよう行政機関から指導を頂きたい。

令和2年9月15日

愛玩動物看護師カリキュラム等検討会

委員 近江俊徳

日本獣医生命科学大学

（一般社団法人日本動物保健看護系大学加盟校）

獣医学部 獣医保健看護学科 学科長

第2回愛玩動物看護師カリキュラム等検討会に向けたご意見

（1）社会から求められる愛玩動物看護師の役割について

第1回検討会において、愛玩動物看護師とはどのような存在か、また国家資格を取得した愛玩動物看護師が社会から求められる役割についてご意見がありました。

今後、愛玩動物看護師は様々な役割をもって活躍することが期待されています。その業務が「診療の補助（愛玩動物看護師のみ実施可能）」、「愛玩動物の看護」、「愛玩動物の愛護及び適正飼養」であることを踏まえ、社会から求められる役割及びそれら役割のバランスについて、どのようにお考えかをご回答ください。

<回答>

獣医師へのサポートを実施してより良い関係を構築し業務に当たり、獣医師の負担を軽減し診療・治療に専念出来る環境を作る役割。また飼い主さまへの信頼を得て今まで以上に動物看護師の役割・地位を向上させる。

（2）診療の補助の範囲について

第1回検討会において、国家資格を取得した愛玩動物看護師のみが実施可能となる「診療の補助」について、許容される診療行為が広範囲なものが望ましいといったご意見があった一方、安全性や3年間という修学期間への考慮、また人の看護師では長い時間をかけて業務範囲を拡げてきた経緯があるといったご意見もありました。

また、獣医師の指示のあり方についても併せて検討する必要があるとのご意見がありました。

このことを踏まえ、獣医師と国家資格を取得した愛玩動物看護師との役割分担について、どのようにお考えかをご回答ください。

<回答>

診療の補助を基本として獣医師の責任・指示の元、業務にあたる。確定診断・手術以外の診療行為、レントゲン撮影・注射・手術助手など広範囲に業務にあたる。

（3）国家資格取得者と未取得者の役割について

第1回検討会において、国家資格未取得者との差別化を図る必要性がある、衛生管理など専門性が求められるものは愛玩動物看護師のみが実施できる診療の補助としてはどうか、といったご意見があった一方、一般的な業務まで独占業務の範囲とした場合、国家資格取得者が少ない段階では現場で混乱が生じる可能性がある、愛玩動物看護師以外のスタッフも働き続けられるといった視点が必要である、とのご意見もありました。また、愛玩動物看護師法が成立した際の附帯決議において、業務独占については、現行の動物看護師の業務遂行に支障をきたさないよう十分配慮することとあります。

このことを踏まえ、国家資格取得者とそれ以外の補助者の役割について、どのようにお考えかをご回答ください。

<回答>

未取得者とは業務に置いて大きな差をつけるべきです。例えばレントゲン撮影・手術助手・飼い主様への薬剤の説明など・・・

（4）制度の円滑な導入、段階的な移行及び処遇について

第1回検討会において、現任者がスムーズに国家資格を取得できることが望ましいといったご意見がありました。また、愛玩動物看護師法が成立した際の附帯決議において、現行の動物看護師が愛玩動物看護師の受験資格を取得できるよう、講習会及び予備試験の実施等について十分配慮すること、法の施行後5年を目途として、愛玩動物看護師等の資質、処遇及び人材確保等の状況等について検討を加えることとしています。制度の円滑な導入や段階的な移行、国家資格取得者の処遇についてのお考えや留意事項がございましたらご回答ください。

<回答>

差別化することでライセンス取得者の権利を確保します。

必須：現任者が希望すればスムーズに国家資格を取得出来るようにすべきです。事前の情報や講習会などを各地で開催する。OnlineでもOK.多くの現任者が国会資格を取得することで看護師の社会的地位の確立やサラリーの向上など快適な環境を作るべきです。

第2回愛玩動物看護師カリキュラム等検討会に向けたご意見

(1) 社会から求められる愛玩動物看護師の役割について

第1回検討会において、愛玩動物看護師とはどのような存在か、また国家資格を取得した愛玩動物看護師が社会から求められる役割についてご意見がありました。

今後、愛玩動物看護師は様々な役割をもって活躍することが期待されています。その業務が「診療の補助（愛玩動物看護師のみ実施可能）」、「愛玩動物の看護」、「愛玩動物の愛護及び適正飼養」であることを踏まえ、社会から求められる役割及びそれら役割のバランスについて、どのようにお考えかをご回答ください。

<回答>

まずは診療の補助をある程度担える、獣医療従事者であることが第一であると考えます。残念ながら、学問としての動物看護学は現在発展途上であり、「動物看護」とは何かということに関するコンセンサスや議論も十分ではありません。学問の発展は今後大学が担っていくことを期待するが、獣医学や獣医師との違いを一般の人が理解しやすくするには、獣医学がこれまで取り組んできた分野・業務範囲の中で、担当できることを明確化することが良いのではないかと。

ただし、動物看護師の主たる役割は「看護」であるのが本来で、従来の獣医学だけでは不足していた動物の「ケア」という部分を強化することも望まれる。このケアとは単なる世話という意味ではなく、人の看護でも重要な概念となっている。動物看護師は医療から動物の飼育に至る範囲で、ケアということをもっとも理解し、実践するとともに、他の動物に関わる人たちを指導できる役割が担えると良いだろう。そのことは、動物愛護や適正飼養に関する業務範囲において重要な、動物福祉の概念についても獣医師と同等かそれ以上によく理解していることにつながると考える。

動物愛護や適正飼養に関しては、獣医師や無資格者であっても理解し実践すべきだが、獣医師には診断や治療の実務に集中することができ、動物看護師は人の保健師のような立場で動物や飼い主に寄りそって適正飼養を指導することができれば良いと考える。すなわち、現在は獣医師が関わっている業務について、代替できるようになる部分が多くあると考える。ただし、世界的にみると、動物看護師が動物愛護や適正飼養指導の主な担い手であるわけ

ではなく、あくまでも獣医師と同様に、専門知識をもって関わるものであるというのが現時点での考えである。また、飼い主の心理問題や飼い主への教育の部分を多く担えると考えるが、人の専門家の方が優れた対応ができる部分があるので、まずは動物側の専門家として関わるべきだろう。

（2）診療の補助の範囲について

第1回検討会において、国家資格を取得した愛玩動物看護師のみが実施可能となる「診療の補助」について、許容される診療行為が広範囲なものが望ましいといったご意見があった一方、安全性や3年間という修学期間への考慮、また人の看護師では長い時間をかけて業務範囲を広げてきた経緯があるといったご意見もありました。

また、獣医師の指示のあり方についても併せて検討する必要があるとのご意見がありました。

このことを踏まえ、獣医師と国家資格を取得した愛玩動物看護師との役割分担について、どのようにお考えかをご回答ください。

<回答>

人の看護師では長い時間をかけて業務範囲を広げてきた経緯があるとはいえ、現代の医療および獣医療は数十年前とはかたちが変わっており、先端医療や専門の細分化の現状に対応するためには、チーム獣医療を導入しやすい体制を法的根拠がある形ですみやかに整備すべきと考える。そのためには、まずは現状で獣医師でなければ許容されない業務の一部を有資格者に配分する、という考え方にたつことで、有資格看護師が確保できない現場でも大きな混乱にはつながらないのではないかと。

具体的には、既にイメージに挙げられている「採血、投薬（経口など）、マイクロチップ挿入、カテーテル採尿」のうち、採血やカテーテルは採材ではあるが、マイクロチップも含めると皮膚への穿刺や異物挿入である。とすれば、実験動物技術者であれば可能な内容のうち、皮下・筋肉内への注射も、例えば薬物の種類や目的によって可能とすることなどは検討できないだろうか。「投薬」については「経口など」と書かれており、経路が限定されていないことから、ぜひ検討していただきたい。それによって、動物保護施設でも一般家庭でも増えている、高齢動物の介護のなかで、苦痛をとるための補液や慢性疾患への処置およびその指導をやりやすくなるかと考える。

（3）国家資格取得者と未取得者の役割について

第1回検討会において、国家資格未取得者との差別化を図る必要性がある、衛生管理など専門性が求められるものは愛玩動物看護師のみが実施できる診療の補助としてはどうか、といったご意見があった一方、一般的な業務まで独占業務の範囲とした場合、国家資格取得者が少ない段階では現場で混乱が生じる可能性がある、愛玩動物看護師以外のスタッフも働き続けられるといった視点が必要である、とのご意見もありました。また、愛玩動物看護師法が成立した際の附帯決議において、業務独占については、現行の動物看護師の業務遂行に支障をきたさないよう十分配慮することとあります。

このことを踏まえ、国家資格取得者とそれ以外の補助者の役割について、どのようにお考えかをご回答ください。

<回答>

国家資格取得者が増加し移行措置が終了する2028年ころまでは少なくとも、またそれ以降であっても、動物医療や動物愛護の現場に、獣医師、動物看護師、それ以外の動物専門スタッフがいるということが望ましいのではないかと考える。海外でも大規模の動物病院やアニマルシェルターでは、獣医師でも動物看護師でもない、トレーナー、Animal care staffといわれる人たちがいるところを複数みてきた。シェルターなどでは獣医師は常勤ではおらず、医療スタッフとしてまず動物看護師が常勤でいるというところもあった。有資格の動物看護師はあくまでも医療面・衛生面に関して、詳しい知識と技術があるというのが世界標準なのではないか。アニマルケアスタッフであっても、ある程度の知識や技術をもっていた方が良いが、そのなかで動物看護師の資格をとろうとする人がでてきて良いだろう。獣医師も医師も、専門分野に特化する傾向があるなか、動物看護師は医療面をメインに学ぶことが、本来の「看護」という分野や、そのなかでの専門性の発展にもつながると考える。

（4）制度の円滑な導入、段階的な移行及び処遇について

第1回検討会において、現任者がスムーズに国家資格を取得できることが望ましいといったご意見がありました。また、愛玩動物看護師法が成立した際の附帯決議において、現行の動物看護師が愛玩動物看護師の受験資格を取得できるよう、講習会及び

予備試験の実施等について十分配慮すること、法の施行後5年を目途として、愛玩動物看護師等の資質、処遇及び人材確保等の状況等について検討を加えることとしています。制度の円滑な導入や段階的な移行、国家資格取得者の処遇についてのお考えや留意事項がございましたらご回答ください。

<回答>

現任者については、講習会にかかる費用（交通費）や参加方法（時間）がネックとなりうるだろう。動物病院であれば、有資格者がいることで、獣医師を1人雇用することで生まれる利益に近づけられるほど（診断と手術以外の検査等は任せられるなど）、雇用者からも資格取得に対する理解が得やすいのではないか。

知識面は、インターネット利用により、各自の居住地で学習でき、試験も受けられれば、養成校等の負担にもならず、費用もおさえられる可能性があるのではないか。技術面については、技術習得のための実習が必要であると考え。今回検討されている新規の技術は特に、練習が必要である。獣医師養成でも使われるようなシミュレーター教材を使った練習機会と、可能なら試験を地域ごと、あるいは職場で実施することができると良いのではないか。現在スマホ所有者が多いため、動画を撮影し、提出された動画による試験としても良いのではないか。動物病院の獣医師が指導して、（ただし実際の動物で練習や指導することが無いように）その獣医師に認定を依頼するなど。ただし、そういう方法で資格を取った人は、准動物看護師などとして、学校で本来のカリキュラムを学び正規の試験を受けた人とは区別する方法なども可能だろうか。英国では獣医師会が動物看護師を認定することもあり、学校や大学で学ぶ以外に、現場で働きながら技術を身に着けることもできるよう、達成されるべき技術リストが作成され、各学生のポートフォリオで現場の有資格看護師や獣医師が個別に確認していき合格させていくようなシステムもあった（2012年頃の調べ）。獣医学でのCBTやOSCIのようなイメージでもある。

大学や養成校の既卒者にどこまで対応するのか、動物看護師の資格をかつてとった養成校等教員の扱いをどうするのか、講習会をいつだれがだれに対して、どこで行うのか（卒業生は卒業校で受講させるのか、科目履修をさせるのか別途の講習会となるのか）といったことが、大学教員としての立場からは、急ぎ決定していただきたいことである。

第2回愛玩動物看護師カリキュラム等検討会に向けたご意見

(1) 社会から求められる愛玩動物看護師の役割について

第1回検討会において、愛玩動物看護師とはどのような存在か、また国家資格を取得した愛玩動物看護師が社会から求められる役割についてご意見がありました。

今後、愛玩動物看護師は様々な役割をもって活躍することが期待されています。その業務が「診療の補助（愛玩動物看護師のみ実施可能）」、「愛玩動物の看護」、「愛玩動物の愛護及び適正飼養」であることを踏まえ、社会から求められる役割及びそれら役割のバランスについて、どのようにお考えかをご回答ください。

<回答>

国家資格化を行うに当たっては、職域の明確化が重要であり、様々な業務を高いレベルで、実現できることが理想である。優先順位的にあるいは現実的に愛玩動物看護師の名前の通り、「診療の補助（愛玩動物看護師のみ実施可能）」、「愛玩動物の看護」が中核的な仕事と考えている。特に現在、診療補助に置いて、現行法制下での法令遵守を行うことが最も重要である。

実際の行為においては、一般社会の理解と動物飼育者、患者動物に対してクレーム事故をできるだけ回避する必要性がある。そのため、トラブルの少ない安全な業務実現のための、正確な知識の習得と技術の習得が重要である。

「愛玩動物の愛護及び適正飼養」に関しては、現在複数の団体によって、数多くの様々な一般資格が存在し、愛玩動物看護師を目指す方々以外にもトリマー、ペットショップ職員などの愛玩動物関連職種はもとより、一般の愛玩動物飼育者・愛好家も数多く参加しており、適正な動物飼育の啓蒙と一般社会における動物飼育の広がり原動力となっている面がある。そのため「愛玩動物の愛護及び適正飼養」は、愛玩動物看護師として知っておくべき技術と知識であることは疑いようがないが、社会、業界全体の利益を考えると愛玩動物看護師の独占的業務とする内容ではないと感じている。

(2) 診療の補助の範囲について

第1回検討会において、国家資格を取得した愛玩動物看護師のみが実施可能となる「診療の補助」について、許容される診療行為が広範囲なものが望ましいといったご

意見があった一方、安全性や3年間という修学期間への考慮、また人の看護師では長い時間をかけて業務範囲を広げてきた経緯があるといったご意見もありました。

また、獣医師の指示のあり方についても併せて検討する必要があるとのご意見がありました。

このことを踏まえ、獣医師と国家資格を取得した愛玩動物看護師との役割分担について、どのようにお考えかをご回答ください。

<回答>

動物病院運営者としての立場から期待する「診療の補助」の範囲は、問1でも述べたように、しばしば耳にする、動物病院における現在の動物看護師がコメディカルとして行うことの法令遵守である。

動物看護師の許容される診療行為として、実現可能か否かは別として、全て獣医師の指示下ではあるが、1) 採血行為 2) 外来診療及び入院看護における皮下輸液を含む、皮下注射 3) 静脈留置針の設置と管理 4) 静脈留置針を利用しての静脈注射及び静脈点滴 5) 手術における麻酔装置の操作 6) X線撮影 7) 蘇生の補助 8) 薬剤の調剤及び飼い主への使用法説明 9) リハビリ等、理学療法類似行為などが行えることが、動物病院としての希望である。

上記の内容は、愛玩動物看護師を不要な、トラブル、クレーム、訴訟のリスクから回避させるためにも、まず可能なものから明確な線引きを行い、各動物病院に法令の順守を呼びかけたい。

個人的な意見としては、おそらく、愛玩動物看護師の許容される範囲は、放射線技師、理学療法士、薬剤師等の国家資格との整合性及び、その技術取得難易度、失敗した際の動物への障害の可能性の程度と、これまでの30年の愛玩動物獣医師として臨床歴の中で一緒に働いた、動物看護師の方々を振り返って、現在の社会が許容する動物診療における飼育者の治療成功要求度と現状の動物看護学校卒業生の平均的な能力を考える場合、実際的には採血行為が限界ではないかと考えているが、将来的には獣医師にとってのコメディカルの職務を担うように成長してもらえるのが理想だと思う。

別の観点からは、マイクロチップ挿入の問題から職域を考える必要性もあると思う。まず私は、マイクロチップ普及に全面的に賛成する立場から、マ

マイクロチップ挿入に関して、愛玩動物看護師の業務範囲として認定していただきたいと考えている。

しかしながら、マイクロチップ挿入は、その挿入装置の針が通常の注射針よりもはるかに太く、扱いづらく、特に覚醒下での挿入では、感染や事後の迷入を可能な限り少なくするように安全に確実に挿入するためには、正確な知識と技術だけでなく相当数の皮下注射などの経験が必要だと思われる。私も狂犬病集合注射等の参加時、あるいは外来診療においても、活動性の高い個体への注射行為に大変苦勞した経験があり、マイクロチップ挿入は通常の皮下注射の何倍も難しいと感じている。

そういう意味で、マイクロチップ挿入が確実にできるのであれば、皮下注射はまず失敗することはないとわれるので、逆説的だが、マイクロチップ挿入を業務範囲とするならば、技術的には皮下注射も業務範囲とすべきだと思う。

ただ人工物や薬剤を生体内に挿入する行為では、「注射部位肉腫（ワクチン関連肉腫）」に関する知識や坐骨神経障害等の有害事象に対する知識と回避する技術をより強力に教育する必要があると思われる。

また、現在は法令違反ではないが、第一回会議で、水越委員の指摘にあったように、手術器具の滅菌管理、内視鏡の洗浄などに代表される院内における、滅菌・消毒業務に関する技術、知識は、動物医療の安全性を担保するためになんらかの規制あるいは教育が必要ではないかと考えている。具体的には、医療法（昭和23年法律第205号）程度の資格条件は必要で、愛玩動物看護師にも同様の資格付与がなされることが望ましいと思う。

(3) 国家資格取得者と未取得者の役割について

第1回検討会において、国家資格未取得者との差別化を図る必要がある、衛生管理など専門性が求められるものは愛玩動物看護師のみが実施できる診療の補助としてはどうか、といったご意見があった一方、一般的な業務まで独占業務の範囲とした場合、国家資格取得者が少ない段階では現場で混乱が生じる可能性がある、愛玩動物看護師以外のスタッフも働き続けられるといった視点が必要である、とのご意見もありました。また、愛玩動物看護師法が成立した際の附帯決議において、業務独占につ

いては、現行の動物看護師の業務遂行に支障をきたさないよう十分配慮することとあります。

このことを踏まえ、国家資格取得者とそれ以外の補助者の役割について、どのようにお考えかをご回答ください。

<回答>

問2に記載した回答と重なる部分もあるが、動物病院における衛生管理業務は、より明確に教育され、愛玩動物看護師にもなんらかの資格付与あるいは、業務正確性の担保をするべきだと思われる。しかしながら、平成4年の段階で、規制緩和の一環として、医療分野では滅菌消毒や内視鏡洗浄などの行為は、外注、業務委託が医療法に盛り込まれており、現在も各種民間サービスが普及して医療費低減の一助として評価されている状態である。これらは一定の民間資格付与などで対応しているようで、医師、看護師でなくても一定の学歴と講習等で業務の資格として認知されていると思われる。

動物病院でも、これら民間資格取得者を雇用したり外注サービスを利用できることを考えると、この業務を愛玩動物看護師の独占業務とするのは難しいと思われる。

ただ、現在の多くの動物病院の滅菌、消毒等衛生管理が、系統だった教育のもと、正確に理論だっで行われているかどうかに関しては個人的には疑問があり、被滅菌物に対する滅菌方法の違い、消毒薬の特性と使用方法をはじめ、十分に教育するとともに、動物看護師は、医療における外注業者と同等以上の能力を有することを担保すべきだと考える。

(4) 制度の円滑な導入、段階的な移行及び処遇について

第1回検討会において、現任者がスムーズに国家資格を取得できることが望ましいといったご意見がありました。また、愛玩動物看護師法が成立した際の附帯決議において、現行の動物看護師が愛玩動物看護師の受験資格を取得できるよう、講習会及び予備試験の実施等について十分配慮すること、法の施行後5年を目途として、愛玩動物看護師等の資質、処遇及び人材確保等の状況等について検討を加えることとしてい

ます。制度の円滑な導入や段階的な移行、国家資格取得者の処遇についてのお考えや留意事項がございましたらご回答ください。

<回答>

現任者のための講習会及び予備試験開催にあたっては、居住及び就業地域での不公平が内容な方法論、地域設定をご検討いただきたい。また一般社会人が受講及び受験しやすいよう、日時設定をしていただきたい。さらに、既存の看護師向け講習会の認定や、オンライン等での講習会受講及び受験法も検討していただきたい。

雇用に関しては、国家資格取得者に対しての賃金の増加は、動物病院を利用する患者の方々に対しての診療単価の上昇という形に現れやすく、サービス向上を伴わない値上げは、動物病院利用者からのクレーム、トラブルの増加を招き、最終的に動物病院利用者、動物飼育者の著しい減少を招く可能性があることを危惧している。国家資格そのものに、労働の対価が発生すると考えるよりも、国家資格化によって得られる、職能技能の品質の向上と職能範囲の拡大によって、顧客の満足度をあげることが重要であると考えている。

また、動物看護師に限らず、被雇用者の労働環境、処遇は、雇用側の問題も大きいと考えるが、被雇用者側の知識不足も否めない。また、ネット情報などに頼った、被雇用者側の過度な要求も健全な企業活動を阻害すると考えられる。国家資格化にあたり、授業及び講習会等で、就業時における残業時間、有給消化などの表面化しづらい労務管理、や企業法令遵守などに対する知識を十分に付与するとともに、社会における、賃金と労働の価値についても十分な理解をしていただくことが重要と考えている。

第2回愛玩動物看護師カリキュラム等検討会に向けたご意見

一般社団法人日本小動物獣医師会として、以下のように回答します。

（1）社会から求められる愛玩動物看護師の役割について

第1回検討会において、愛玩動物看護師とはどのような存在か、また国家資格を取得した愛玩動物看護師が社会から求められる役割についてご意見がありました。

今後、愛玩動物看護師は様々な役割をもって活躍することが期待されています。その業務が「診療の補助（愛玩動物看護師のみ実施可能）」、「愛玩動物の看護」、「愛玩動物の愛護及び適正飼養」であることを踏まえ、社会から求められる役割及びそれら役割のバランスについて、どのようにお考えかをご回答ください。

<回答>

それぞれの業務については、以下のように考えます。

診療の補助：獣医師と同等か近い知識・技能があれば愛玩動物看護師に多くの獣医療補助業務を任せるとは可能だと思いますが、愛玩動物看護師法では教育期間を3年と短く、獣医師に近い知識・技能を期待することは難しいと考えます。そのため、愛玩動物看護師による診療の補助業務は限定的にするべきであり、診療動物の身体や健康への影響が少ないと判断される業務のみとするべきと考えます。

愛玩動物の看護：動物看護業務については、世事に相当する業務も含まれ、特に国家資格を必要とする業務であるとは考えません。愛玩動物看護師は、動物看護業務において、より専門的な知識・技能を修得している責任者という存在であるべきだと考えます。動物看護業務の実施は、従来通り、一般のスタッフでも実施できることとするべきです。

愛玩動物の愛護及び適正飼養：愛玩動物看護師に限らず、動物に関連するすべての者が実施しなければならぬ業務だと考えます。

社会から求められる役割及びそれら役割のバランス：上記の考えに基づき、当会としては、国家資格者として広く社会に貢献し、公益に寄与することが求められ、重視されるべきです。より安心安全な獣医療に寄与するべきあり、診療の補助における業務は、動物の福祉にも配慮し、十分な教育を施すことができ、動物に対する侵襲性の低いものに限られるべきと考えます。役割の

バランスについては、責任者の立場となることも期待されるべきであり、「愛玩動物の愛護及び適正飼養」の分野で、より職域を広げていくことで、付帯決議にあるように、現行の動物看護師への配慮にもつながると考えます。

（２）診療の補助の範囲について

第１回検討会において、国家資格を取得した愛玩動物看護師のみが実施可能となる「診療の補助」について、許容される診療行為が広範囲なものが望ましいといったご意見があった一方、安全性や３年間という修学期間への考慮、また人の看護師では長い時間をかけて業務範囲を拡げてきた経緯があるといったご意見もありました。

また、獣医師の指示のあり方についても併せて検討する必要があるとのご意見がありました。

このことを踏まえ、獣医師と国家資格を取得した愛玩動物看護師との役割分担について、どのようにお考えかをご回答ください。

<回答>

診療の補助：（１）で述べたように、愛玩動物看護師の教育期間が３年ということから獣医師に近い知識・技能を修得できるとは考えられないため、広範囲のものとはするべきではありません。現在の獣医師資格を必要とする業務の中から診療動物への身体や健康に影響が少ない業務のみを愛玩動物看護師が実施可能な業務とするべきと考えます。すなわち、現在の認定動物看護師が行っている業務については業務独占となる診療の補助業務には含めず、愛玩動物看護師のみが可能となる診療補助業務には、現在の認定動物看護師には行えない新たな業務内容とするべきと考えています。現在動物の診療に携わっている獣医師の立場から、現状の日々の診療業務の体制が維持できることが最重要事項だと考えます。診療や手術に支障が出るような業務独占の内容では、大きな混乱を招くことになると危惧します。

獣医師の指示：愛玩動物看護師法では獣医師の指示により診療補助業務を実施できるとしてはいますが、獣医師が電話等を用いて現場に不在の状態では指示を出し、獣医師が業務を実施する場所に不在であっても、愛玩動物看護師が業務を実施することができるとはするべきではないと考えます。業務の実施によって、不測の事態が起こったとき等には、獣医師の対応が必要であり、愛

玩動物看護師が獣医師の指示によって診療の補助業務を実施するときは、必ず獣医師の監督のもとに実施するべきだと考えます。

獣医師と愛玩動物看護師の役割分担：獣医師は、より高度な知識・技能を必要とする獣医療行為、愛玩動物看護師は診療動物への危害が少ない補助業務とするべきだと考えます。当然、愛玩動物看護師が実施できる補助業務は、獣医師でも実施可能な業務となるべきです。つまり、愛玩動物看護師のみが実施できる業務は存在しないこととなります。

その他、今後ますます獣医療との連携についての検討が必要であるため、農林水産省において、医療サービスの提供体制を考えるような検討会を設置するべきであり、設置を要望いたします。

（3）国家資格取得者と未取得者の役割について

第1回検討会において、国家資格未取得者との差別化を図る必要性がある、衛生管理など専門性が求められるものは愛玩動物看護師のみが実施できる診療の補助としてはどうか、といったご意見があった一方、一般的な業務まで独占業務の範囲とした場合、国家資格取得者が少ない段階では現場で混乱が生じる可能性がある、愛玩動物看護師以外のスタッフも働き続けられるといった視点が必要である、とのご意見もありました。また、愛玩動物看護師法が成立した際の附帯決議において、業務独占については、現行の動物看護師の業務遂行に支障をきたさないよう十分配慮することとあります。

このことを踏まえ、国家資格取得者とそれ以外の補助者の役割について、どのようにお考えかをご回答ください。

<回答>

資格取得者と未取得者：資格を取得するかしないかは個人の判断であり、資格を取得しなければ仕事ができなくなるようなものにならないようにするべきです。動物病院において現段階で資格を必要としないで実施できている業務は、愛玩動物看護師法施行後も変わらず、資格を必要とせずに実施できることとするべきです。たとえば、衛生管理を愛玩動物看護師のみが実施できる診療の補助業務とするのではなく、衛生管理自体は資格を必要としない業務とし、衛生管理責任者は獣医師・愛玩動物看護師の資格を必要とする等の役割分担を

するべきだと考えます。愛玩動物看護師法施行後に資格を取得しなかった動物病院勤務者の仕事を奪うこととならないようにするべきであり、それらの勤務者が実施可能な業務の基準としては、現在、現状の動物看護師養成校で教えている講義内容を基準とするのが妥当です。

（４）制度の円滑な導入、段階的な移行及び処遇について

第１回検討会において、現任者がスムーズに国家資格を取得できることが望ましいといったご意見がありました。また、愛玩動物看護師法が成立した際の附帯決議において、現行の動物看護師が愛玩動物看護師の受験資格を取得できるよう、講習会及び予備試験の実施等について十分配慮すること、法の施行後５年を目途として、愛玩動物看護師等の資質、処遇及び人材確保等の状況等について検討を加えることとしています。制度の円滑な導入や段階的な移行、国家資格取得者の処遇についてのお考えや留意事項がございましたらご回答ください。

<回答>

今回の法律の成立までに至る過程において、小動物臨床獣医師の意見を十分に聴取してきたかについて、本会としては疑問も感じています。愛玩動物看護師円滑に現場に受け入れられ、職業としてより良いものとなるためには、小動物臨床獣医師の理解を得ることは非常に重要です。今後は、小動物臨床獣医師の意見をしっかりと聞きいただき、理解を得る努力をしていくとともに、現任者も大きな不安を覚えていることにも配慮する必要性があります。

資格移行：現在の機構認定を受けた認定動物看護師は、将来、動物看護師が国家資格化される場合に必要であると説明され、認定を受けたものが大半です。今までの経緯を十分に考慮し、現在の認定看護師に対する救済措置を十分に配慮することが必要です。

現行の動物看護師が愛玩動物看護師資格を取得するためには、国家試験の合格が絶対で、さらに、国家試験の受験資格として講習会の履修が必要であり、予備試験の合格が必要となる場合もあります。都市部と地方で講習会の履修機会に格差が出ないような方策が必要だと考えます。また、愛玩動物看護師法の最終的な施行は令和４年６月となると思いますが、当該年度の国家試験が実施されるまでは愛玩動物看護師は存在しないことになり、業務独占

の部分において動物病院業務に影響がでることのないよう、十分な配慮と対策をとるべきです。

以上

第2回愛玩動物看護師カリキュラム等検討会に向けたご意見

（1）社会から求められる愛玩動物看護師の役割について

第1回検討会において、愛玩動物看護師とはどのような存在か、また国家資格を取得した愛玩動物看護師が社会から求められる役割についてご意見がありました。

今後、愛玩動物看護師は様々な役割をもって活躍することが期待されています。その業務が「診療の補助（愛玩動物看護師のみ実施可能）」、「愛玩動物の看護」、「愛玩動物の愛護及び適正飼養」であることを踏まえ、社会から求められる役割及びそれら役割のバランスについて、どのようにお考えかをご回答ください。

<回答>

- ① 現在の少子高齢化社会において、愛玩動物は国民生活において我が子と同様に家族の一員として不可欠な存在となっている。このため、愛玩動物の飼い主をはじめとした国民が小動物臨床現場に期待する獣医療水準は、人の医療と同等水準のものとなっている。
- ② 人の医療では国家資格としては医師のほかに、看護師、保健師、助産師、薬剤師、診療放射線技師、臨床工学技士、臨床検査技師及び救急救命士があり、そのほかにも多様な民間資格者が支援する体制が整備されている。
- ③ 一方、小動物獣医療における国家資格者は、長年にわたり獣医師法に基づく獣医師のみであり、国民が期待する高度な診療は獣医師のみが背負わざるを得ない状況となっていた。
- ④ このため、小動物臨床現場では小動物病院の64%が1人獣医師で運営されていることもあり、無免許獣医業罪に該当するのではないかと懸念がありながらも、民間資格である認定動物看護師等に診療補助業務を依存せざるを得ない実態があった。
- ⑤ 今回の愛玩動物看護師法の制定は、已むを得ない事情があるにせよ、このような違法行為が横行している小動物臨床現場の実態に鑑み、国民が期待する高度な獣医療が合法的に提供される条件整備を目的として実現されたものであり、国民及び獣医療関係者の愛玩動物看護師法に対する期待は極めて大きい。
- ⑥ このような愛玩動物看護師法の制定の趣旨を踏まえ、愛玩動物看護師の役割については以下の事項を期待したい。

- ア 「診療の補助（愛玩動物看護師のみ実施可能）」については、小動物臨床現場における獣医師を除く唯一の国家資格者として、愛玩動物看護師以外のスタッフとの適切な役割分担の下、国民が期待する高度なチーム獣医療の提供体制の確立への主体的な貢献
- イ 「愛玩動物の看護」については、人の医療における看護師、保健師、助産師、臨床検査技師、救急救命士等が実施可能な業務に相当する傷病動物の世話・看護、臨床検査等の業務
- ウ 「愛玩動物の愛護及び適正飼養」については、第1回検討会の（資料3（3-2）の「動物の愛護及び適正な飼養に関する業務」の具体例の業務のほか、災害発生時の災害派遣獣医療チーム（VMAT: Veterinary Medical Assistance Team）の構成員としての同行避難の指導や初期救護活動

（2）診療の補助の範囲について

第1回検討会において、国家資格を取得した愛玩動物看護師のみが実施可能となる「診療の補助」について、許容される診療行為が広範囲なものが望ましいといったご意見があった一方、安全性や3年間という修学期間への考慮、また人の看護師では長い時間をかけて業務範囲を拡げてきた経緯があるといったご意見もありました。

また、獣医師の指示のあり方についても併せて検討する必要があるとのご意見がありました。

このことを踏まえ、獣医師と国家資格を取得した愛玩動物看護師との役割分担について、どのようにお考えかをご回答ください。

<回答>

- ① 小動物臨床現場では、民間資格である認定動物看護師等が獣医師の指示の下に行ってきた診療補助行為が、愛玩動物看護師法により合法化されることへの期待が大きい。
- ② この期待に反しないよう、臨床現場の実態を踏まえた現実的な対応、即ち少なくとも認定動物看護師が現場で実施している程度の診療補助行為の実施が可能となるよう、できる限り広範なものとする必要がある。
- ③ 具体的には、動物看護職協会に設置された「認定動物看護師地位向上推進協議会」における検討を基に本会が作成した診療補助業務の範囲（別紙「愛玩動物看護師の業務範囲に関する考え方及びその例示」参照）よりも厳しい

狭いものとならないよう留意していただきたい。

- ④ （１）の②に記載したとおり、人の医療では、国家資格として、医師のほか
に、看護師、保健師、助産師、薬剤師、診療放射線技師、臨床工学技士、臨
床検査技師、救急救命士がある一方、小動物獣医療における国家資格者は獣
医師と今回新設される愛玩動物看護師のみである。
- ⑤ しかも、小動物病院の64%は1人獣医師で運営されていることに鑑みれ
ば、パートナーとして唯一の国家資格者である愛玩動物看護師の診療補助業
務の範囲は、人医療の看護師と同等の範囲にとどまらず他の国家資格者の業
務に相当する業務についても、法令上及び安全性上（衛生上の危害を生ずる
おそれが少ないと認められる行為として）許容される広範なものとするこ
とが、国民が求める適正なチーム獣医療の提供体制の確立のためには不可欠
である。
- ⑥ 獣医師の指示のあり方については、獣医師が自らの診察に基づき、その場
で愛玩動物看護師に具体的な診療の補助内容を指示することが原則である。
しかし、獣医師が過去に診察したことのある動物であって、オンライン、電
話、FAX等により診断が可能な場合に、愛玩動物看護師に診療の補助内容を
電話等で指示することも可能とすべきである（獣医師法第18条の運用参
照）。
- ⑦ なお、臨時応急の手当については、獣医師の指示がない場合であっても愛
玩動物看護師が診療行為を行うことは可能とする必要がある（保健師助産師
看護師法第37条参照）。
- ⑧ 愛玩動物看護師法第2条第1項のその他政令で定める動物については、獣
医師の診療業務の対象とされている飼育動物と同一とする必要がある。した
がって、獣医師法第17条の規定に基づき獣医師法施行令第2条に規定する
飼育動物（オウム科全種、カエデチヨウ科全種、アトリ科全種）が規定され
るものとするが、現在の診療の実態を踏まえ、ウサギ、フェレット等の追
加について検討する必要がある。

（３）国家資格取得者と未取得者の役割について

第1回検討会において、国家資格未取得者との差別化を図る必要がある、衛生
管理など専門性が求められるものは愛玩動物看護師のみが実施できる診療の補助とし
てはどうか、といったご意見があった一方、一般的な業務まで独占業務の範囲とした

場合、国家資格取得者が少ない段階では現場で混乱が生じる可能性がある、愛玩動物看護師以外のスタッフも働き続けられるといった視点が必要である、とのご意見もありました。また、愛玩動物看護師法が成立した際の附帯決議において、業務独占については、現行の動物看護師の業務遂行に支障をきたさないよう十分配慮することとあります。

このことを踏まえ、国家資格取得者とそれ以外の補助者の役割について、どのようにお考えかをご回答ください。

<回答>

- ① (2)の④及び⑤に記載したとおり、人の医療と異なり、小動物獣医療においては獣医師と愛玩動物看護師のみで診療業務を実施しなければならず、適正な獣医療業務等の遂行のためには、この両国家資格者以外のスタッフの果たすべき役割も重要である。
- ② このため、現在は獣医師の独占業務とされている診療行為の範囲自体は広範なものとせず、愛玩動物看護師以外のスタッフが実施できる業務範囲を確保した上で、獣医師、愛玩動物看護師及びその他のスタッフの三者が、小動物臨床現場の実態を踏まえた合理的な役割分担の下で、適正なチーム獣医療提供体制を構築する必要がある。
- ③ このような獣医臨床現場で対応可能な現実的な法運用により、愛玩動物看護師法及び獣医師法に規定する「獣医療の普及及び向上」、「動物に関する保健衛生の向上」等の法目的が達成されるとともに、愛玩動物看護師の積極的な雇用と処遇改善の推進及び附帯決議に掲げられた現行の動物看護師や現職スタッフ等の雇用安定にも貢献するものと考えている。

(4) 制度の円滑な導入、段階的な移行及び処遇について

第1回検討会において、現任者がスムーズに国家資格を取得できることが望ましいといったご意見がありました。また、愛玩動物看護師法が成立した際の附帯決議において、現行の動物看護師が愛玩動物看護師の受験資格を取得できるよう、講習会及び予備試験の実施等について十分配慮すること、法の施行後5年を目途として、愛玩動物看護師等の資質、処遇及び人材確保等の状況等について検討を加えることとしています。制度の円滑な導入や段階的な移行、国家資格取得者の処遇についてのお考えや留意事項がございましたらご回答ください。

<回答>

1 受験資格の特例（既卒者・在学者）について

- ① 法第 31 条に規定する「大学で主務大臣が指定する科目」及び「都道府県知事が指定した養成所」と、附則第 2 条第 1 号に規定する「大学で主務大臣が指定する科目」及び「都道府県知事が指定した養成所」については、規定ぶりは同一でも、（診療の補助を除く。）など内容は異なるものになるものとする。したがって、附則第 2 条第 1 号に基づく「大臣指定科目」及び「都道府県知事指定養成所」については、原則として（参考資料 6）の「動物看護師統一認定試験受験可能校マップ」に記載された大学及び専修学校の全てを指定等していただき、未就学者と異なった運用としていただきたい。
- ② 法附則第 2 条第 1 号の大臣が指定する科目並びに業務（診療の補助を除く。）に必要な知識及び技能については、現行の統一認定試験の受験が可能となっている大学が実施している科目並びに専修学校が実施している知識及び技能を指定していただきたい。
- ③ 法附則第 2 条第 1 号の大臣が指定する講習会の課程（内容・時間、開催方法）については、法第 31 条第 1 号の大臣指定科目及び第 2 号の省令で定める基準と、附則第 2 条第 1 号イ及びロの大臣指定科目並びにハ及びニの知識・技能との差異（診療の補助に係る科目及び知識・技能が主体）の内容及びその講習に要する時間としていただきたい。また、開催方法は、法第 31 条第 1 号の大臣指定科目の修得が可能な大学及び第 2 号の省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事が指定した養成所、その他講習会を適正に実施することが可能な機関を指定・委託して、円滑かつ適正に実施する必要がある。

2 受験資格の特例（現任者）について

- ① 現任者の範囲については、小動物診療施設で現在又は過去に 5 年以上（複数の小動物診療施設に勤務した場合には通算の勤務年数として 5 年以上）勤務した経験を有する動物看護師又はスタッフ全てとし、講習会及び予備試験の機会の付与により、現任者の雇用安定の保証に配慮していただきたい。実務経験の証明方法については、雇用獣医師等による証明が考えられる。
- ② 法附則第 3 条第 2 項の大臣が指定する講習会の課程（内容・時間数・開催方法）については、法第 31 条第 1 号の規定に基づき大学において修得される指定科目又は第 2 号の規定に基づき知事が指定した養成所において教授される知識及び技能のうち、基本的及び主要な内容とし、その講習に要する時間は 2～3 日程度が適当ではないか。開催方法は、法第 31 条第 1 号の大臣指定科目の修得が可能な大学及び第 2 号の省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事が指定した養成所、その他講習会を適正に実施することが可能な機関を指定・委託して実施する。

3 国家試験及び予備試験の出題範囲について

- ① 国家試験については、法第 31 条第 1 号の大臣指定科目及び第 2 号の省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事が指定した養成所において修得すべき知識・技能の範囲から出題されるものとする。具体的には（参

考資料5)の「認定動物看護師新コアカリキュラム」の内容を基に、ワーキングチームにおいてご検討いただきたい。

- ② 予備試験については、附則第3条第2項の規定に基づき実施される講習会（2の②）の範囲から出題されるものとする。

4 愛玩動物看護師法施行スケジュールについて

- ① 令和3年度に予定されている政省令等の制定（特に、業務の範囲、大学で必要となる科目、養成所の指定基準、講習会の課程）については、大学、養成所、指定試験機関等において相当の準備期間が必要となることから、可能な限り早急に制定していただきたい。
- ② 講習会の受講者は数万人（認定動物看護師2.5万人、その他の動物看護師、既卒者、未就学者）に上ると見込まれることから、令和4年6月頃の法の施行後、可能な限り早期に、かつ全国で講習会を開催し、全ての希望者が受講できるよう配慮していただきたい。日本獣医師会及び地方獣医師会も、お役に立つことがあれば協力したい。
- ③ 附則第7条において、「施行日の属する年においては、試験及び予備試験は行わないことができる」と規定され、（資料3(3-4)）では「令和5年12月末までに第1回試験を実施」と記載されているが、多数の受験者が見込まれること、令和5年3月には法施行後の卒業学生が受験資格を得ることに鑑み、第1回目の予備試験及び国家試験は遅くとも令和5年3月までに実施していただきたい。
- ④ 受験者数、合格率等に鑑みて必要があれば、予備試験及び国家試験は年複数回実施することを検討していただきたい。
- ⑤ 第4四半期（1～3月）に実施される予備試験及び国家試験については、獣医師国家試験と同様に、3月に卒業見込みの学生も、予め大学、養成所等で講習会を受講させた上で、受験可能としていただきたい。
- ⑥ 令和4年4月に4年制大学に入学した学生の卒業は早くとも令和8年3月となり、特例措置が終了する令和9年6月まで1年余り（1年留年すれば2か月程度）しか残されていないことに鑑み、在学中に大学、養成所等で講習会を受講可能とする等、残された特例措置の期間内に確実に講習会を受講できるよう配慮していただきたい。

5 その他の要望事項について

- ① 参議院環境委員会附帯決議第10号に記載された「愛玩動物看護師等の資質、処遇及び人材確保の状況等」について所期の成果を得るため、雇用獣医師を会員とする地方獣医師会及び日本獣医師会として尽力する必要があるが、国においても以下の事項についてご配慮及びご支援をお願いしたい。

ア 愛玩動物看護師養成所の修得期間が2年から3年へ延長されたことを踏まえた教育内容の充実・高度化

イ 愛玩動物看護師の診療補助業務の範囲は、小動物臨床現場の実態を踏

まえ、人医療の看護師と同等の範囲にとどまらず他の国家資格者の業務に相当する業務についても、法令上及び安全性上許容される広範なものとする事

ウ 愛玩動物看護師に対する卒後研修機会の創設

エ 獣医師に対しても獣医師法第 16 条の 2 の規定に基づく臨床研修の円滑かつ効果的な実施

オ 国の試験研究機関による愛玩動物の感染症等疾病の予防・診断・治療を含む保健衛生の向上に関する調査研究及び情報提供・相談・指導等の実施体制の構築

- ② 本法は農林水産省と環境省の共管であるが、法の運用や解釈について両省が分担して担当するのか。その場合には、両省の分担業務を明示願いたい。資料 3(3-2)の獣医療に関する部分は農水省、動物愛護・適正飼養は環境省とすると、相談しやすい。

第2回愛玩動物看護師カリキュラム等検討会に向けたご意見

(1) 社会から求められる愛玩動物看護師の役割について

第1回検討会において、愛玩動物看護師とはどのような存在か、また国家資格を取得した愛玩動物看護師が社会から求められる役割についてご意見がありました。

今後、愛玩動物看護師は様々な役割をもって活躍することが期待されています。その業務が「診療の補助（愛玩動物看護師のみ実施可能）」、「愛玩動物の看護」、「愛玩動物の愛護及び適正飼養」であることを踏まえ、社会から求められる役割及びそれら役割のバランスについて、どのようにお考えかをご回答ください。

<回答>

日本動物看護職協会のアンケート調査結果を参照し、意見を述べる。

- 1、「Report」によると、動物看護師として就業している者は84.3%であった。このことは、業務内容が「診療の補助」及び「愛玩動物の看護」を意味する「動物病院で動物看護師」として就業している者が80%超であることを意味している。カリキュラムを検討するときには、動物看護師の生活収入の柱が動物看護師業務であることを優先的に考慮したカリキュラム配分が必要となるだろう。
- 2、仕事の魅力の柱としては「動物に関われる仕事である」(92.4%) ことである。このことは、動物愛護活動ではボランティア協力が得られやすいことにもつながっている。「動物愛護及び適正飼養」活動の維持にとってプラスではあるが、この分野が動物看護師として「動物愛護及び適正飼養」に関わり生活のできる職業を積極的に創出してこなかったことを意味している。今後、自治体等で動物愛護業務における愛玩動物看護師の優先採用などを通じ、この分野の職域を開拓していくことが望ましい。

(2) 診療の補助の範囲について

第1回検討会において、国家資格を取得した愛玩動物看護師のみが実施可能となる「診療の補助」について、許容される診療行為が広範囲なものが望ましいといったご意見があった一方、安全性や3年間という修学期間への考慮、また人の看護師では長い時間をかけて業務範囲を拡げてきた経緯があるといったご意見もありました。

また、獣医師の指示のあり方についても併せて検討する必要があるとのご意見があ

りました。

このことを踏まえ、獣医師と国家資格を取得した愛玩動物看護師との役割分担について、どのようにお考えかをご回答ください。

<回答>

愛玩動物看護師の業務範囲として、獣医師の指示の下に行う採血、投薬、マイクロチップ挿入、カテーテル採尿などが挙げられている。

これらを業務独占とした上で、より詳細な検討に向けての一案を示す。

1. 投薬については、経口、皮下注射、筋肉内注射、静脈内注射[留置針からの投薬を含む]のいずれも手技としては可能とするのが望ましい。ただし投薬の内容を決めるのは獣医師であり、状況により獣医師が危険を伴うと判断した場合を除く(患者の状態と投薬内容により獣医師が判断)。

2. 項目ごとの業務範囲案

- ・ワクチン接種…注射は可能とする(ただし接種の可否判断は獣医師)
- ・留置針設置…可能とすべきである
- ・X線検査…保定だけでなく、照射も可能とするのが望ましい
- ・循環器の検査…心電図の記録、血圧測定を独占業務とする(専門知識が必要)
- ・麻酔時の気管挿管…獣医師の対面監視の下で実施可能とする
- ・麻酔監視…各種バイタルの監視、変化が起きたときの報告を可能とする
- ・手術の助手…術者が必要とする作業であって、侵襲性の無いものを可能とする(組織の切開・剥離などは不可)
- ・体表の小手術…パンチ生検後の縫合やチューブの結紮固定などを可能とする
- ・歯石除去
- ・体表検査…搔破・押捺標本の採取、体表腫瘍のFNAなどを可能とする(診断は不可)
- ・内視鏡検査…生検鉗子の操作と標本の採取

3. 業務範囲に含めるべきでない(獣医師のみ可とする)業務。

診断、治療方針の決定、術者としての外科処置、予後判定

4. その他

・「獣医師の指示の下」について、遠隔での指示も含めるのが望ましい。ただし、(緊急時を除いて)獣医師が危険の可能性があると判断する状況では不可とする。

- ・血液検査や尿検査などの検体検査は、獣医師の業務独占にも含まれないので議論するまでもなく可能と解釈。
- ・心肺蘇生は緊急避難行為に該当するため、獣医師がいなければ愛玩動物看護師単独でも可能と解釈。
- ・細かく列挙することで業務範囲が制限される恐れがある場合、個々の項目について逐一規定しないのが望ましい。

(3) 国家資格取得者と未取得者の役割について

第1回検討会において、国家資格未取得者との差別化を図る必要がある、衛生管理など専門性が求められるものは愛玩動物看護師のみが実施できる診療の補助としてはどうか、といったご意見があった一方、一般的な業務まで独占業務の範囲とした場合、国家資格取得者が少ない段階では現場で混乱が生じる可能性がある、愛玩動物看護師以外のスタッフも働き続けられるといった視点が必要である、とのご意見もありました。また、愛玩動物看護師法が成立した際の附帯決議において、業務独占については、現行の動物看護師の業務遂行に支障をきたさないよう十分配慮することとあります。

このことを踏まえ、国家資格取得者とそれ以外の補助者の役割について、どのようにお考えかをご回答ください。

<回答>

1. 獣医学的な専門知識や技術を要する業務を愛玩動物看護師の独占とし、判断を伴わない作業（掃除・洗濯や受付、指示に従うだけのダイヤル操作など）は、それ以外のスタッフも可能とする。
2. 愛玩動物看護師が1名で訪問看護する状況において、自らの判断で可能な業務内容として、以下のようなものが挙げられる。
 - ・褥瘡(もしくは膿瘍)の看護、剃毛、清拭と消毒
 - ・イヌネコ用血糖値の測定のため、耳翼もしくは皮膚の穿刺による小出血での採血
 - ・耳血腫での穿刺、および体表部の排膿と開口部の洗浄
 - ・肛門嚢炎での肛門嚢しぼり、および周辺への処置
 - ・耳洗浄および外耳炎における点耳
 - ・イヌネコの便秘時での宿糞介助(摘便・剔便)

*愛玩動物看護師の指導の下、愛玩動物看護師以外のスタッフも上記の行為は可能となるのではないか？

(4) 制度の円滑な導入、段階的な移行及び処遇について

第1回検討会において、現任者がスムーズに国家資格を取得できることが望ましいといったご意見がありました。また、愛玩動物看護師法が成立した際の附帯決議において、現行の動物看護師が愛玩動物看護師の受験資格を取得できるよう、講習会及び予備試験の実施等について十分配慮すること、法の施行後5年を目途として、愛玩動物看護師等の資質、処遇及び人材確保等の状況等について検討を加えることとしています。制度の円滑な導入や段階的な移行、国家資格取得者の処遇についてのお考えや留意事項がございましたらご回答ください。

<回答>

- ・ 認定動物看護師の有資格者や動物看護学教員には、実績や研修ポイントなどを担保に、受験時に何らかの優遇措置が必要ではないかと考える。
- ・ 日本動物看護職協会のアンケート調査では、現在動物看護師は女性就業者が93.4%を占めている。女性の社会進出の視点から望ましいことであるが、給与に対しては半数以上が「不満」「非常に不満」(54.5%)、「働き続けたいとは思わない」が21.8%に達している。国家資格としては、男性動物看護師の生涯賃金を支えることができる給与体系が求められる。
- ・ 業務範囲についても、併せて5年ごとの再検討が必要と考える。
- ・ 愛玩動物看護師の対象動物は、現時点で犬・猫が主体であるが、臨床現場では兎やフェレット、ハムスター、シマリス、愛玩鳥などを診察することも多い。これらの看護業務についても、今後検討していくことが望ましい。